

被災者支援制度のご案内

(令和5年台風2号)



(令和5年6月8日現在 第2版)

情報は随時更新していきますので、
最新版についてはこちらで確認してください。

静岡市公式HP



※各種制度の内容については、一覧表に記載されている
それぞれの担当課にお問い合わせください。

令和5年6月2日から3日にかけての台風2号で被害を受けた方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災された静岡市民の方々の生活復旧支援のための情報をまとめたものになります。

一日でも早い生活再建のための一助としていただければ幸いです。

- 1 かり災証明書
- 2 住まい・暮らし
- 3 各種相談窓口

※制度によっては、被害の状況や世帯収入の状況などの要件があります。

※各種制度の内容については、一覧表に記載されているそれぞれの担当課にお問い合わせください。

1 被災証明書

- 1-1. 被災証明書交付申請について

2 住まい・暮らし

- 2-1. 災害見舞金の支給について
- 2-2. 災害弔慰金の支給について
- 2-3. 被災者生活再建支援金の支給について
- 2-4. 災害障害見舞金の支給について
- 2-5. 災害援護資金の貸付について
- 2-6. 被災届出証明書について
- 2-7. 災害復興住宅融資について

3 各種相談窓口

- 3-1. 専門家による相談窓口
- 3-2. その他の相談窓口

1 り災証明書

1-1. り災証明書交付申請について

公的な被災者支援策（災害援護資金貸付、税金や保険料の減免・猶予）などを受ける際に、り災証明書が必要になります。

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> り災証明書の発行	り災証明書の発行を行います。 暴風・豪雨・地震等の自然現象により被災した住家（お住まい）等の被害の程度を、市が調査し証明するものです。	【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343
	【手続きに必要なもの】 ・ り災証明交付申請書 ・ 本人確認書類（運転免許証等） ・ 委任状（代理申請の場合のみ）	【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697
		【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024

2 住まい・暮らし

2-1. 災害見舞金の支給について

項目	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/> 災害見舞金の支給	<p>静岡市災害見舞金の受付を行い、支給します。窓口へ直接、または郵送でお手続きください。</p> <p>【手続きに必要なもの】 （全壊・半壊・床上浸水）</p> <p>●窓口の場合【現金交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・来庁される方の本人確認書類 ・り災証明書（写し可） ・認印 	<p>【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343</p>
	<p>●郵送の場合【世帯主の口座へ振込】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の本人確認書類(写し可) ・り災証明書(写し可) ・災害見舞金交付申出書【郵送用】 ・口座が確認できるもの(通帳の写し等) 	<p>【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697</p>
	<p>便槽浸水【世帯主の口座へ振込】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便槽浸水による災害見舞金交付申出書 ・世帯主の本人確認書類（写し可） ・臨時くみ取りが明記された領収書（写し） ・口座が確認できるもの（通帳の写し等） <p>※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。</p>	<p>【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024</p>

2-2. 災害弔慰金の支給について

項目	内容	問合せ先
□ 災害弔慰金の支給	<p>災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害弔慰金を支給します。</p> <p>※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。</p>	<p>【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697</p>
		<p>【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024</p>

2-3. 被災者自立生活再建支援補助金の支給について

項目	内容	問合せ先
□ 被災者自立生活再建支援補助金の支給 ■ 申込期限のお知らせ ■ ◆基礎支援金 令和6年7月1日 ◆加算支援金 令和8年7月1日 ※加算支援金は、基礎支援金受給世帯が対象です（中規模半壊除く）。	<p>災害により居住する住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する被災者自立生活再建支援補助金の申請を受け付けます。</p> <p>※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書（原本） ・住民票 ・預金通帳の写し など 	<p>【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343</p>
		<p>【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697</p>
		<p>【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024</p>

2-4. 災害障害見舞金の支給について

項目	内容	問合せ先
□ 災害障害見舞金の支給	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343
	※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。	【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697
	【手続きに必要なもの】 ・ 医師の診断書 など	【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024

2-5. 災害援護資金の貸付について

項目	内容	問合せ先
□ 災害援護資金の貸付 ■ 申込期限のお知らせ ■ 令和 5 年 10 月 2 日	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	【葵 区】 地域総務課（葵区役所 1 階） 054-221-1343
	※所得制限があります。 ※制度については、市民自治推進課（054-221-1265）へお問い合わせください。	【駿河区】 地域総務課（駿河区役所 3 階） 054-287-8697
	【手続きに必要なもの】 ・ 災害援護資金借入申込書 ・ り災証明書（原本） など	【清水区】 地域総務課（清水区役所 4 階） 054-354-2024

2-6. 被災届出証明書について

項目	内容	問合せ先
□ 被災届出証明書	被災届出証明書の発行を行います。 自然災害により動産(構築物、車両、家財等)に被害を受けたことについて届け出た旨の証明をするものです。	【葵 区】 地域総務課 (葵区役所 1 階) 054-221-1343
	※この証明書は、被災の状況を市に届け出た事実を証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。 ※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 ※制度については、市民自治推進課 (054-221-1265) へお問い合わせください。	【駿河区】 地域総務課 (駿河区役所 3 階) 054-287-8682
	【手続きに必要なもの】 ・被災届出証明願 ・被害状況が分かる写真 (印刷された写真を提出 (返却なし)) ・届出者の本人確認書類	【清水区】 地域総務課 (清水区役所 4 階) 054-354-2170

2-7. 災害復興住宅融資について

項目	内容	問合せ先
□ 災害復興住宅融資	(1) 災害復興住宅融資 (2) 高齢者向け返済特例 ※融資の相談を受け付けます。建築指導課までお問い合わせください。 ※災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、「り災証明書」を交付されている方が対象です。	○相談申込み先 建築指導課 (静岡庁舎新館 5 階) 054-221-1371 ○相談後の手続き先 住宅金融支援機構 お客様コールセンター (災害専用ダイヤル) 0120-086-353 (通話無料)

3 各種相談窓口

3-1. 専門家による相談窓口

項目	内容	問合せ先
<p>専門家による生活なんでも相談</p>	<p>令和4年台風15号で被災された方を対象に開設した相談窓口ですが、令和5年台風2号で被災された方の相談も受け付けます。</p> <p>弁護士、司法書士、行政書士、建築士、税理士、公認会計士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、社会保険労務士、技術士といった専門家による無料相談を行います。</p> <p>「り災証明って何に使える?」「今後の生活が不安」「家の解体や修理はどうしたらいいの?」「災害で事業の経営が苦しい」など被災された方の生活再建に関する相談や情報提供を行います。</p>	<p>【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 区民生活係 054-354-2170</p>
	<p>【参加団体】 静岡県災害対策士業連絡会 【会場】 清水区役所4階 【開催日時】 平日：第2・第4水曜日 10時～14時 【備考】 無料。事前申込み不要。</p> <p><u>※曜日や時間帯、場所が変更になることもあるため、最新情報を静岡市や静岡県弁護士会ホームページでご確認ください。</u></p> <p>※どなたでも(清水区以外の方も)ご相談いただけます。</p>	<p>生活安全安心課 (静岡庁舎1階) 054-221-1054</p>

3-2. その他の相談窓口

項目	内容	問合せ先
消費生活相談	<p>商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けます。</p> <p>9時～16時（平日のみ）</p>	<p>静岡市消費生活センター 054-221-1056（相談専用）</p> <p>【静岡窓口】静岡庁舎1階 【清水窓口】清水庁舎4階</p>
弁護士無料電話相談窓口	<p>法律問題に限らず、困りごとや悩みがある方の電話相談を行います。</p> <p>担当の弁護士が数日以内に折り返し、無料で相談に応じます。</p> <p>受付：10時～12時、13時～16時（平日）</p>	<p>静岡県弁護士会 （受付）054-204-1999</p>
司法書士総合 相談センターしずおか	<p>○司法書士による無料電話相談</p> <p>相談センターの司法書士が、直接電話で対応します。</p> <p>14時～17時（月～金曜日）</p>	<p>静岡県司法書士会 無料電話相談 054-289-3704</p>
	<p>○無料面談相談の予約</p> <p>電話で司法書士との無料面談日時を予約できます。</p> <p>予約受付時間：9時～17時（月～金曜日）</p>	<p>静岡県司法書士会 無料面談の予約 054-289-3700</p>
り災証明書の交付申請 支援	<p>被災された方で役所等に出向くことができず、「り災証明書」の交付申請の手続きができない方に代わり、一定の期間、り災証明書の交付申請支援を無料で行います。</p> <p>受付：9時30分～16時30分（平日）</p>	<p>静岡県行政書士会 054-254-3003</p>